令和4年度電動車普及啓発コンテンツ作製業務委託 募集要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務委託名

令和4年度電動車普及啓発コンテンツ作製業務委託

(2) 業務内容

ア目的

国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の中で、2035年までに乗用車の新車販売を電動車のみとするとしている。充電設備については 2030年までに全国で現在の約3万基から15万基とする目標を掲げており、実現すれば現在のガソリン車並みの利便性になるとしている。また、国の補助金についても近年充実が図られ、補助額が大幅に増加している。さらに各自動車メーカーから続々と EV (電気自動車) が販売されるなど、普及に向けた環境は整いつつある。

一方、川崎市は共同住宅の割合が70%を超えており、共同住宅は充電設備の設置に課題があるため、普及に向けてはネックとなりかねない状況がある。

高まりつつある電動車普及に向けた機運にブレーキをかけないために、航続距離の延伸など電動車の利用にかかる技術が進んでいる現状や、共同住宅での使用方法、最新の充電環境などの情報を盛り込んだパンフレット、動画及び音声データを作製し、活用することで、グリーン社会の実現に向けた脱炭素ライフスタイルへの転換を念頭に、共同住宅居住者を含む市民の電動車購入・利用への意欲を高める。

イ 業務概要

- (ア) 電動車普及啓発パンフレットの作製
 - a 企画、対象の取材、広報物の作製等
 - b 広告掲載業務
 - c デザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の提供
 - d 電動車普及啓発パンフレットの印刷及び納品
- (イ) 普及啓発動画の作製
 - a 30秒バージョン (1本) 及び15秒バージョン (1本) の動画の作製
 - b 作製した動画にセリフがある場合は、字幕あり、なし2パターンの作製
- (ウ) ラジオ広報用音声データの作製
 - a 20秒バージョン(1本)のラジオCM用の音声データの作製
 - b 作製した音声データのFMヨコハマでのCM放送 (30~40回)
- ウ 委託内容

仕様書(別紙)のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日(金)まで

(4) 委託金額の上限

7,997,000 円 (税込)

(5) 担当部署

川崎市環境局環境対策部地域環境共創課(川崎市役所第 3 庁舎 17 階) 髙柳担当 所在 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044-200-2531 (直通)

電子メール 30kyoso@city.kawasaki.jp

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 企画提案書評価委員会開催時に、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、「その他業務」の業種で登録されていること

3 参加意向申出書の配布、提出及び問合せ先

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書(様式1)を提出してください。

- (1) 参加意向申出書の提出場所及び問合せ先 1 (5) に同じです。
- (2) 提出方法

上記提出場所に、持参により提出してください。

(3) 提出期間

提出期間:令和4年7月27日(水)から令和4年8月19日(金)まで

受付時間:午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

4 提案資格確認結果通知書の交付

3により参加意向申出書を提出した者には、令和4年8月22日(月)までに提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。

なお、提案資格確認結果通知書の交付後に提案を辞退する場合は、令和4年9月2日(金)午後5時までに辞退届(様式2)により届け出てください。

5 問合せ

(1) 質問受付期間

令和4年8月22日(月)午前9時から令和4年8月24日(水)午後5時まで

(2) 質問書の様式

質問書(様式3)により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メールにより質問書を提出してください。 30kyoso@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

令和4年8月31日(水)までに全社に電子メールにて送付します。

6 企画提案書について

(1) 企画提案書の作成

ア 提案内容

- (ア) 電動車普及啓発パンフレットの作製について
 - a 企画

仕様書の「4業務内容(1)電動車普及啓発パンフレット」に記載された事項を理解した上で、電動車の魅力を引き出す記事についての具体的な提案をしてください。

b 構成

ページ割りや各種記事、広告案に関する内容を提案してください。

c デザインコンセプト

思わず手に取りたくなるような魅力あふれる、かつインパクトのあるデザインとするために、どのようなアイデア・手法を用いるかについて説明してください。また、写真や記事をどのようなバランスで配置するかについて説明してください。

(イ) 動画及び音声データの作製について

仕様書の「4業務内容(2)普及啓発動画、及び(3)ラジオ広報用音声データ」に記載された事項を理解した上で、作製するパンフレットとの関連性も考慮した動画及び音声データの作製についての具体的な提案をしてください。

- (ウ) その他の提案
 - a 別紙仕様書のほかに独自の創意工夫を加えた企画に関する提案について記載してく ださい。
 - b 本委託業務の作業スケジュール概要を説明してください。
 - c 本委託業務の実施体制(人員配置、スタッフ等)を説明してください。

イ 書式、部数等

(ア) 書式

任意です。ただし、企画提案書内に社名を入れないでください。

(4) 枚数等

A4サイズで、片面12枚以内(表紙は含まず)です。

(ウ) 部数

10部作製してください。

(エ) その他

企画提案書等の作製に伴う費用は、提案者の負担とします。また、提出いただいた企画 提案書等は返却しません。

(2) 見積書の作成

ア内容

見積額とその積算の根拠を記載してください。

イ 書式、部数等

(7) 書式

任意です。

(1) 枚数等

A4サイズで、枚数は任意です。

(ウ) 部数

1部(原本)作製してください。

- (3) デザインラフイメージ(仕上がりイメージがわかるもの。ページ抜粋で可。ただし、「表紙」、「各種記事」の内容を含むこと。)
- (4) 企画提案書等の提出

企画提案書及び見積書を次のとおり提出してください。

ア 提出期限:令和4年9月9日(金) 午後5時

イ 提出場所:1(5)と同じ

ウ 提出方法:持参

7 提案資格の喪失

当該業務委託について提案資格を有するとの確認通知を受けた者が、提案資格確認結果通知後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、 プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。

8 評価委員会の開催

本業務委託の委託業者を選定するにあたり、評価委員会を開催します。

(1) 実施日程

令和4年9月15日(木)を予定しています。場所、時刻等詳細は別途連絡します。

(2) 評価委員会の内容

企画提案書等についてヒアリングを実施します。ヒアリングは 20 分以内 (プレゼンテーション 15 分、質疑応答 5 分) で行います。ヒアリングをもとに審査及び評価を行います。

(3) 評価基準

評価項目及び配点は次のとおりです。評価については、技術点(50 点)、価格点(10 点)、総合点(技術点+価格点)とし、1委員につき60点満点で評価を行います。

ア 技術点 (50点)

(ア) 業務内容の理解度(5点) 業務内容の趣旨を的確に反映した内容であるか。

(イ) 企画力(10点)

具体的且つ魅力的な提案が示されているか。専門的知識からの提案内容となっているか。

(ウ) 表現力(5点)

分かりやすい提案書となっているか。

(エ) 実現性(10点)

実現可能な提案内容になっているか。

(オ) 人員配置(5点)

安定かつ確実に業務を遂行できる人員配置となっているか。

(カ) 専門的知識(10点)

魅力的な知見を有しているか。

(キ) コミュニケーション力(5点)

業務への積極的な取組姿勢が感じられるか。説明能力や質疑応答能力が高いか。

イ 価格点 (10点)

価格点= (提案価格のうち最低価格/自社の提案価格) ×価格点満点とする。 ※小数点第三位を四捨五入して計算を行う。

ウ 総合点

技術点+価格点とする。(総合点の最低基準点は6割とする。)

(4) 順位の決定方法

出席委員の評価点の合計により順位を決定します。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた業者について適正と判断します。なお、同点の企画提案が複数あった場合には、次の選考過程により最終順位を確定します。

ア 評価項目の「企画力」、「実現性」及び「専門的知識」の合計点が最も高い業者 イ アに該当する業者が複数ある場合、委員の協議により最終順位を決定する。

(5) その他

本業務を遂行する際の担当者が出席し、説明してください。

9 評価結果の通知

評価結果は全ての業者に電子メールにて通知します。

10 その他

- (1) 応募が1社の場合でも評価委員会を開催し、受託者としての適否を判断します。
- (2) 契約保証金は、川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外 の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。
- (3) 評価委員会において受託予定者として特定された者と、本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結します。受託者は契約書を作成する必要があります。
- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、1(5)と同じです。
- (6) 当該入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。